高度外国人材育成課程履修支援制度実施規程を次のように定める。 令和5年3月31日

> 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉 岡 知 哉

高度外国人材育成課程履修支援制度実施規程

(目的)

第1条 この規程は、業務方法書(平成16年4月1日文部科学大臣認可)第32条及び 第33条の2に定める高度外国人材育成課程履修支援制度について基本的事項を定め、 もってこの制度の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(制度の目的)

第2条 高度外国人材育成課程履修支援制度は,我が国の大学,大学院,高等専門学校又は専修学校の専門課程(以下「大学等」という。)に在籍する私費外国人留学生であって留学生の就職促進に係る教育プログラム(留学生就職促進教育プログラム認定制度による文部科学省の認定を受けたものに限る。以下「認定プログラム」という。)を履修する者のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難であるものに対して、履修支援のための奨学金として「高度外国人材育成課程履修支援金」(以下、単に「履修支援金」という。)を給付することにより、優秀な外国人留学生の日本国内での定着を促進し、もって外国人留学生の戦略的な受入れに資することを目的とする。

(私費外国人留学生の定義)

- 第3条 この規程において「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号) 別表第1の4の表の留学の在留資格を有する者(在留資格を「留学」に変更するため同法第20条の定めるところに従って所要の手続きを行いその可否が決していない者を含む。)で、大学等に在籍するものであり、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第2条に定める国費外国人留学生又は外国政府の派遣する留学生のいずれにも該当しないものとする。 (給付の要件)
- 第4条 履修支援金の給付を受ける要件を有する私費外国人留学生は、認定プログラムの履修者(受給期間中に履修を開始する予定の者を含む。)であって、第1号から第3号までの在籍状況のいずれかに該当し、かつ、第4号から第10号までの学業・経済状況等を満たす者とする。
 - (1) 我が国の大学院に正規生として在籍していること又は大学の学部卒業以上の学歴を有し、かつ、大学院レベルの研究活動を行うため、研究生として在籍していること。

- (2) 我が国の大学,高等専門学校第3学年以上又は専修学校の専門課程にそれぞれ 正規生として在籍していること。
- (3) 我が国の大学及び高等専門学校が設置する専攻科又は留学生別科に正規生として在籍していること。
- (4) 履修支援金受給後に、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。) が大学等を通じて行う進路状況調査等に協力する意思を有する者であること。
- (5) 別記に定める方法で求められる給付を受ける年度の前年度の成績評価係数が、 2.10以上あり、給付期間中においてもそれを維持する見込みのある者であること。 なお、成績評価係数で表すことができない場合は、成績評価係数相当以上で、成 績が優秀であると認められる者であること。
- (6) 語学能力の水準が、次のア又はイに定めるいずれかの水準に該当する者。ただし、第3号の留学生別科に正規生として在籍している者を除く。
 - ア 日本語能力 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援 協会が実施する日本語能力試験においてN2レベル以上に合格した者,機構が 実施する日本留学試験の日本語科目(読解,聴解及び聴読解)の得点が200点 以上である者又は機構が別に認める語学水準以上である者
 - イ 英語能力 CEFR (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment:外国語の学習, 教授, 評価のためのヨーロッパ共通参照枠) においてB 2 レベル以上であると認められる者
- (7) 仕送り(入学金,授業料等を除く。)が平均月額90,000円以下であること。
- (8) 在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること。
- (9) 機構の実施する留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学 習奨励費の給付を受けている者でないこと。
- (10) 機構の海外留学支援制度による支援を受けている者ではないこと。 (履修支援金の額)
- 第5条 機構は、業務方法書第33条の2及び第35条に基づき、月額20,000円の履修支援金を給付する。

(履修支援金の申込み)

第6条 履修支援金の給付を受けようとする者は、別に定める書類を在籍する大学等 の長に提出するものとする。

(受給候補者の推薦)

第7条 大学等の長は、前条の規定に基づき書類を提出した者(以下「申込者」という。)について、第3条に規定する私費外国人留学生の定義への該当の有無及び第4条に規定する給付の要件の有無を審査の上、申込者のうち履修支援金の給付を受けるに相応しい者を受給候補者として理事長に推薦するものとする。

(受給者の決定及び通知)

- 第8条 理事長は、前条により推薦された者についてこれを審査し、履修支援金の給付を受ける者(以下「受給者」という。)を決定する。
- 2 理事長は、受給者を決定したときは、受給者の在籍する大学等(以下「在籍大学

等」という。) の長を通じ、当該受給者に通知する。

(履修支援金の給付期間)

第9条 履修支援金の給付期間は、受給者として決定した年度の4月から翌年の3月 までの間の12月を超えない期間とする。

(履修支援金の給付)

- 第10条 履修支援金の給付は、決定した受給者の人数分の履修支援金をあらかじめ大 学等の指定する口座に振り込む方法により行うものとする。
- 2 在籍大学等の長は、毎月、受給者の在籍状況を確認し、受給者に給付するものと する。
- 3 在籍大学等の長は、6月ごとに受給者への給付状況を理事長に報告し、精算する ものとする。

(受給者の異動確認及び報告)

- 第11条 在籍大学等の長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに 理事長に報告しなければならない。
 - (1) 休学又は長期欠席したとき。
 - (2) 転学したとき。
 - (3) 留学したとき。
 - (4) 退学したとき。
 - (5) 停学処分その他処分を受けたとき。
 - (6) 第3条又は第4条の規定に該当しなくなったとき。
 - (7) 在留資格に変更があったとき(前号に該当する場合を除く。)。

(受給者の修学状況等不良の確認及び報告)

第12条 在籍大学等の長は、受給者の修学状況又は在籍状況が著しく不良であると判断したときは、速やかに理事長に報告するものとする。

(履修支援金の給付の休止及びその解除)

- 第13条 理事長は、受給者が第11条第1号又は第3号に該当する場合、履修支援金の給付を休止することができる。
- 2 理事長は、前項により履修支援金の給付を休止された者について、第9条に定める給付期間内にその理由が止んだ場合には、履修支援金の給付の休止を解除することができる。

(履修支援金の給付の打切り)

- 第14条 理事長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合、履修支援金の給付 を打ち切ることができる。
 - (1) 申込み時の提出書類の記載事項(受給者を決定するための判断要件となる事項に限る。)に虚偽が発見されたとき。
 - (2) 第11条第4号に該当するとき。
 - (3) 第11条第5号に該当するとき。
 - (4) 第11条第6号に該当するとき。
 - (5) 第12条に該当するとき。

2 理事長は、大学等における本制度の実施のための管理体制又は事務処理が不適切 な場合、当該大学等に在籍する受給者への給付を打ち切ることができる。

(履修支援金の返納)

- 第15条 理事長は、受給者が前条第1項第1号又は第3号に該当する場合その他必要であると認める場合、既に給付した履修支援金の全部又は一部を返納させることができる。
- 2 理事長は、大学等が前条第2項又は第19条第2項に該当する場合、既に給付した 履修支援金の額に相当する額の全部又は一部を大学等より返納させることができる。 (給付の辞退)
- 第16条 受給者は、在籍大学等の長を通じて、いつでも履修支援金の給付の辞退を申 し出ることができる。
- 2 受給者が,第11条第2号に該当する場合,履修支援金の給付を辞退したものとみなす。この場合において,理事長が特別な事情があると認めるときは,履修支援金の給付を継続することができる。

(学習状況及び進路状況等の報告)

- 第17条 在籍大学等の長は、履修支援金給付期間終了後速やかに、受給者の学習状況 及び進路状況等を取りまとめた上、理事長に報告するものとする。
- 2 在籍大学等の長は、履修支援金を受給した年度の翌年度以降における受給者(履修支援金の給付を受けていた者を含む。)の進路状況等について、理事長が求めた場合、理事長に報告しなければならない。

(立入検査)

- 第18条 理事長は、履修支援金の適切な給付のために必要があると認めるときは、 在籍大学等に機構の職員を派遣し、本制度の実施状況等を検査させることができる。 (推薦依頼数、採用数の削減又は募集停止)
- 第19条 理事長は、大学等における本制度の実施のための管理体制又は事務処理が不適切である場合、当該大学等に対する履修支援金の推薦依頼数又は採用数を削減することができる。
- 2 理事長は、大学等が、偽りその他不正の行為を行った場合、当該行為の判明した 年度の翌年度から起算して5年以内で相当と認める期間、当該大学等に対する募集 を停止し、推薦を受け付けない措置を行うものとする。ただし、当該措置を行った 場合であっても当該行為が判明した年度以前に在籍していた者については推薦を受 け付けるものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記 成績評価係数の算出方法

下表により「成績評価ポイント」に換算し、下の計算式に当てはめて算出(小数点第3位を四捨五入)する。

なお、履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き 換えて算出する。

	成績評価				
4段階評価		優	良	可	不可
4 段階評価	_	A	В	С	F
4 段階評価	_	100~80点	79~70点	69~60点	59点以下
5 段階評価	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点以下
5 段階評価	S	A	В	С	F
5 段階評価	A	В	С	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

(「成績評価ポイント3の単位数」×3) + (「成績評価ポイント2の単位数」×2) + (「成績評価ポイント1の単位数」×1)

+ (「成績評価ポイント0の単位数」×0)

総 登 録 単 位 数